

事 務 連 絡  
令和 2 年 5 月 29 日

関係団体御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定  
保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発0529第4号  
令和2年5月29日

地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定  
保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」の一部改正について

今般、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(令和2年厚生労働省告示第227号)が公布され、歯科用貴金属材料の材料価格改定が行われたところである。これに伴い「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)」(平成20年厚生労働省告示第61号)の に規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

なお、本通知は令和2年7月1日から適用する。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料(使用歯科材料料)の算定について」(令和2年3月5日保医発0305第10号)の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料(1歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 65点
- ロ 小白歯・前歯 41点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27点
- ロ 小白歯・前歯 15点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27点
- ロ 小白歯・前歯 15点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33点
- ロ 小白歯・前歯 21点

(ファイバーポスト)

1本につき 69点

M005 装着

1 歯冠修復物(1歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料

- イ レジン系
  - a 標準型 17点
  - b 自動練和型 17点
- ロ グラスアイオノマー系
  - a 標準型 10点
  - b 自動練和型 12点

(2) 歯科用合着・接着材料 12点

(3) 歯科用合着・接着材料 4点

2 仮着(1歯につき) 4点

3 口腔内装置等の装着の場合(1歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料

- イ レジン系
  - a 標準型 17点
  - b 自動練和型 17点
- ロ グラスアイオノマー系
  - a 標準型 10点
  - b 自動練和型 12点

(2) 歯科用合着・接着材料 12点

(3) 歯科用合着・接着材料 又は歯科充填用即時硬化レジン 4点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの

11点

ロ 複雑なもの

29点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの

10点

b 複雑なもの

26点

ロ 自動練和型

a 単純なもの

9点

b 複雑なもの

23点

2 歯科充填用材料

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの

4点

ロ 複雑なもの

11点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの

4点

b 複雑なもの

10点

ロ 自動練和型

a 単純なもの

4点

b 複雑なもの

10点

3 歯科充填用材料

2点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

(1) インレー

複雑なもの

701点

(2) 4分の3冠

876点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

(1) 大白歯

イ インレー

a 単純なもの

320点

b 複雑なもの

592点

ロ 5分の4冠

745点

ハ 全部金属冠

937点

(2) 小白歯・前歯

イ インレー

a 単純なもの

218点

b 複雑なもの

433点

ロ 4分の3冠

535点

ハ 5分の4冠

535点

ニ 全部金属冠

671点

4 銀合金

(1) 大白歯

イ インレー	
a 単純なもの	19 点
b 複雑なもの	33 点
ロ 5 分の 4 冠	42 点
ハ 全部金属冠	52 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー	
a 単純なもの	12 点
b 複雑なもの	24 点
ロ 4 分の 3 冠 (乳歯を除く。)	30 点
ハ 5 分の 4 冠 (乳歯を除く。)	30 点
ニ 全部金属冠	38 点
5 純チタン 2 種	66 点
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12% 以上) を用いた場合	835 点
2 銀合金を用いた場合	84 点
M015 非金属歯冠修復 (1 歯につき)	
1 レジンインレー	
(1) 単純なもの	29 点
(2) 複雑なもの	40 点
2 硬質レジンジャケット冠	
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2) 歯冠用光重合硬質レジン	183 点
M015-2 CAD / CAM 冠 (1 歯につき)	
1 CAD / CAM 冠用材料 ( )	228 点
2 CAD / CAM 冠用材料 ( )	254 点
3 CAD / CAM 冠用材料 ( )	442 点
注 CAD / CAM 冠用材料 ( ) を小臼歯に対して使用した場合は、CAD / CAM 冠用材料 ( ) により算定する。	
M016 乳歯冠 (1 歯につき)	
1 乳歯金属冠	30 点
2 その他の場合	
乳歯に対してジャケット冠を装着する場合	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
1 歯につき	2 点
M016-3 既製金属冠 (1 歯につき)	29 点
M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12% 以上)	
イ 大臼歯	1,079 点
ロ 小臼歯	812 点
(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	42 点
2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12% 以上) を用いた場合	

イ 前歯	648 点
ロ 小臼歯	812 点
ハ 大臼歯	1,079 点
(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	54 点
ロ 小臼歯	54 点
ハ 大臼歯	54 点
M017-2 高強度硬質レジンブリッジ ( 1 装置につき )	1,629 点
M018 有床義歯	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
1 局部義歯 ( 1 床につき )	
(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯 ( 1 顎につき )	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯 ( 1 床につき )	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯 ( 1 床につき )	39 点
M020 鑄造鉤 ( 1 個につき )	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	969 点
ロ 犬歯・小臼歯	789 点
(2) 二腕鉤 ( レストつき )	
イ 大臼歯	789 点
ロ 犬歯・小臼歯	606 点
ハ 前歯 ( 切歯 )	466 点
2 金銀パラジウム合金 ( 金 12% 以上 )	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	862 点
ロ 犬歯・小臼歯	675 点
(2) 二腕鉤 ( レストつき )	
イ 大臼歯	592 点
ロ 犬歯・小臼歯	515 点
ハ 前歯 ( 切歯 )	478 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤 ( 1 個につき )	
1 不銹鋼及び特殊鋼	9 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	489 点
(2) 二腕鉤 ( レストつき )	378 点
M021-2 コンビネーション鉤 ( 1 個につき )	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 ( 金 12% 以上 )、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	

(1) 前歯	239 点
(2) 犬歯・小白歯	257 点
(3) 大臼歯	296 点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	46 点
(2) 犬歯・小白歯	46 点
(3) 大臼歯	46 点
M023 バー（1個につき）	
1 鑄造バー	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	1,383 点
(2) 鑄造用コバルトクロム合金	18 点
2 屈曲バー	
不銹鋼及び特殊鋼	39 点
M030 有床義歯内面適合法	
軟質材料を用いる場合（1顎につき）	
1 シリコン系	168 点
2 アクリル系	100 点